

神戸地方裁判所平成12年(行ウ)第51号相続税更正請求棄却通知処分取消請求事件  
(棄却)(控訴)

国側当事者・尼崎税務署長

平成14年2月21日判決【税務訴訟資料 第252号 順号9072】

【更正の請求/「判決」の範囲/時効取得の可否】

### 判 示 事 項

(1) 国税通則法23条(更正の請求)2項の規定の趣旨

国税通則法23条2項において、同項各号所定の事由が生じた場合には更正の請求期間の延長を認めているのは、納税申告時には予想し得なかった事由が後発的に発生し、これにより課税標準等又は税額等の計算の基礎に変更が生じ税額の減額をすべき場合にも更正の請求を認めないとすると、帰責事由のない納税者に過酷な結果が生じる場合があると考えられることから、例外的に、一定の場合に更正の請求を認めることによって、保護されるべき納税者の救済の途を拡充したものである。

(2) 国税通則法23条2項1号にいう「判決」の意義

国税通則法23条2項1号にいう「判決」とは、申告に係る課税標準又は税額等の計算の基礎となった事実(例えば契約の成否、相続による財産取得の有無、特定の債権債務を発生させる行政処分の効力の有無等)を訴えの対象とする民事事件の判決をいうものと解するのが相当であり、これに該当する例としては、不動産の売買があったことに基づき譲渡所得の申告をしたところ、後日になって、売買の無効確認訴訟を提起され、判決によって売買がなかったことが確定した場合のように、申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実関係について私人間に紛争を生じ、判決によってこれと異なる事実が明らかにされた場合などであって、申告時には予想し得なかった事態その他やむを得ない事由がその後において生じたことにより、その申告の課税標準等の計算の基礎となった事実に関する訴えに係る判決によって、事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときであると解することができる。

(3) 時効取得による権利の得喪の場合の課税上の取扱い

裁判例及び確立した課税実務の取扱い上、時効により不動産を取得、喪失した場合に、私法上の時効の遡及効にかかわらず、租税法上、時効の援用の時に所得が発生し、あるいは損失が生じるものと解されており、本件のように占有者に時効取得されたことにより権利者が所有権を喪失する場合においても、これらの取扱いと整合的に解釈すべきであり、そうでなければ、二重課税又は二重に控除を認めるなどの不都合な結果が生じるおそれがある。

(4) 時効による権利の取得者に対する課税の時期を援用時とすることと、権利の取得時期を起算日に遡らせることとは、権利の取得者に対する課税方法の問題にすぎないが、権利の喪失者に対する課税は、実体法上起算日に遡って権利を有しなくなる者への課税であり、実質課税の原則に違反し、単なる課税方法の問題ではないとの納税者らの主張が、権利の取得者の側から考察すると、例えば、土地の占有者が時効完成前に死亡したが、その後も占有を継続した相続人が時効を援用した場合を考えてみると、納税者らの主張によると、民法144条により時効の効力が占有開始時まで遡及することから、占有者は所有権を占有開始時に取得したこととなり、占有者の相続開始時点における相続財産を構成するため、相続人に相続税が課税され、それと同時に、相続人には時効の援用の結果として一時所得が課税されることとなり、相続によって取得した土地に対して一時所得が課税されるという理論の矛盾を招来し、二重課税ともいふべき不都合な結果となるとして排斥された事例

(5) 時効の完成も援用も本件相続開始後である本件において、納税者らは著しい不注意によって時効中断の措置を執らなかったのであるから、相続税の更正の請求が認められないとしても、それは納税者らに帰責事由があったことによるものであり、国税通則法23条2項の趣旨に照らし、やむを得ないものであるというほかないとされた事例

(6) 民法144条に規定する時効の遡及効により、時効取得者は占有開始時に遡って本件各土地の所有権を取得したこととなり、よって、本件各土地についての遺贈又は相続は無効となるのであるから、取得時効の援用を認めて占有者らへの所有権移転登記を命じた別件判決は国税通則法23条2項1号にいう「判決」に該当するとの納税者らの主張が、本件での問題は、本件各土地が相続得税法2条1項の「相続又は遺贈に因り取得した財産」に該当するか否かであって、私法の解釈そのものが問題となっているわけではなく、課税は、私法ではなく税法に基づき行われるのであって、税法に基づき課税するに当たって、私法上の法律関係が前提とされることが多いのは、税法がその私法上の法律関係を課税要件の中に読み込んでいると解される場合が多いことによるもので、税法の解釈を離れて私法が適用されるものではないとして排斥された事例

判決年月日 H14-02-21 (H14-07-25)

国税庁訴資 Z252-9072 (Z252-9167)